

彦根市火災予防条例改正素案の概要

【改正理由】

平成20年10月に発生した大阪市浪速区の個室ビデオ店火災において、16名が亡くなれるという大惨事を踏まえて、総務省消防庁において検討されていた「予防行政のあり方に関する検討会」において、平成21年6月に個室ビデオ店等の防火安全対策について報告書がとりまとめられました。

その中で、通路での避難障害への対策を講じることが必要とされたことから、類似の施設についても、避難安全上の強化を図ることが必要と考え、利用者の安全を確保するため、彦根市火災予防条例の一部改正を行おうとするものです。

【改正素案の内容】

個室ビデオ店等、個室型店舗の個室に外開きとなっている扉を開放したままにしておくと、狭い通路での避難障害となります。特に煙の中で視界が利かない場合には、避難の方向を失うおそれもあることから、個室に外開きの扉が設けられている場合は、開放した場合において自動的に閉鎖状態となるよう措置する必要があります。

そのため、避難安全上の強化を図るため、彦根市火災予防条例の第5章「避難管理」の中に、下記の条文を追加します。

(個室型店舗の避難管理)

カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレフォンクラブ、個室ビデオその他これらに類するもの（以下「個室型店舗」という。）の遊興の用に供する個室（これに類する施設を含む。）に設ける外開き戸のうち、避難通路に面するものにあつては、開放した場合において自動的に閉鎖するものとし、避難上有効に管理しなければならない。ただし、避難の際にその開放により当該避難通路において、避難上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。